

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免「簡易自己判定シート」

■世帯の主たる生計維持者について

原則、国民健康保険税の納税義務者（世帯主）です。ただし、実態として国民健康保険に加入する世帯員の収入により生計を維持している場合は、申し立てにより当該世帯員を世帯の主たる生計維持者として認定することができます。

■減免対象保険税について

令和3年度分の保険税で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。また、令和2年度相当分の保険税で、令和2年度末に資格を取得したこと等により、上記期間に普通徴収の納期限が設定されているもの。

《令和3年度分の保険税》

- 【前提】 令和2年中の収入の申告がお済であること。
令和2年中の所得が0またはマイナスでないこと。

【質問1】世帯の主たる生計維持者は、新型コロナウイルス感染症により、死亡または重篤な傷病※を負いましたか？
（※）重篤な傷病：感染から治療終了まで1か月以上の期間がある場合

はい

いいえ



【質問2】世帯の主たる生計維持者は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれますか？

いいえ

はい



【質問3】倒産、解雇及び雇い止めなどにより離職し、雇用保険を受給される方で、非自発的失業者に係る保険税の軽減制度の適用を受けますか？

はい

いいえ



【質問4】世帯の主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等のいずれかの減少額が、令和2年中の当該事業収入等の額の10分の3以上ですか？

いいえ

はい



【質問5】世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額は、1,000万円以下ですか？

いいえ

はい



【質問6】減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下ですか？

いいえ

はい



新型コロナウイルス感染症にかかる減免が適用される可能性があります。

減免対象ではありません。

《令和2年度相当分の保険税》

【前提】 令和元年中、令和2年中の収入の申告がお済であること。
令和元年中の所得が0またはマイナスでないこと。

【質問1】 世帯の主たる生計維持者は、新型コロナウイルス感染症により、死亡または重篤な傷病※を負いましたか？
(※) 重篤な傷病：感染から治療終了まで1か月以上の期間がある場合

はい

いいえ



【質問2】 世帯の主たる生計維持者は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入（以下「事業収入等」という。）が減少しましたか？

いいえ

はい



【質問3】 倒産、解雇及び雇い止めなどにより離職し、雇用保険を受給された方で、非自発的失業者に係る保険税の軽減制度の適用を受けましたか？

はい

いいえ



【質問4】 世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業収入等のいずれかの減少額が、令和元年中の当該事業収入等の額の10分の3以上ですか？

いいえ

はい



【質問5】 世帯の主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額は、1,000万円以下ですか？

いいえ

はい



【質問6】 減少した世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下ですか？

いいえ

はい



新型コロナウイルス感染症にかかる減免が適用される可能性があります。

減免対象ではありません。

《注意》要件判定時の【質問3】について

倒産、解雇及び雇い止めなどにより離職し、雇用保険を受給される方で、非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減制度の適用を受ける方は、今回の減免措置の対象とはなりません。

ただし、給与収入以外の事業収入等において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合はこの限りではありません。